

壮瞥町告示第3号

令和4年壮瞥町議会第1回臨時会を、次のとおり招集する。

令和4年2月2日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和4年2月8日
- 2 場 所 壮瞥町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 令和3年度壮瞥町一般会計補正予算(第12号)について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君
3番 佐 藤 忞 君
5番 山 本 勲 君
7番 毛 利 爾 君
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君
4番 加 藤 正 志 君
6番 真 鍋 盛 男 君
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和4年壮瞥町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年2月8日（火曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号ないし議案第2号について

○出席議員（９名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忖君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也君
---------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和４年壮瞥町議会第１回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
５番 山本 勲君 ６番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。

◎発言の訂正

○議長（長内伸一君） ここで理事者より発言を求められておりますので、発言を許します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） 令和３年第４回臨時会での答弁の訂正をさせていただきます。

令和３年１２月２１日開催の第４回臨時会において、子育て世帯への臨時特別給付金に係る質疑の中で各世帯への通知の方法について既に発している給付金の確認の通知には金額の記載はないという答弁をいたしました。が、正確には当該通知と一緒に同

封されていたパンフレットに5万円を給付するという旨の記載がありましたことをご報告させていただきます。答弁の詳細についての説明が足りなかったことにつきましてご報告とおわびをいたします。申し訳ありませんでした。

以上でございます。

◎議案第1号ないし議案第2号

○議長（長内伸一君） 引き続き会議を行います。

日程第3、議案第1号ないし議案第2号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和4年第1回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第1号及び議案第2号の合計2件であります。その内容について説明させていただきます。

1ページになります。議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

2ページ目になります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）について。

令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額40億4,784万4,000円に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,834万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和4年1月11日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。6ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で50万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費になりますが、役場庁舎用の空調機のうち、室外機1台が故障し、暖房が正常に作動しなくなったことから、緊急的に修繕を行ったものであります。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で50万円の追加となります。

3ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

次に、7ページになります。議案第2号 令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第12号）について。

令和３年度壮瞥町一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額 40 億 4,834 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 9,432 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 4,266 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。12 ページになります。総務費、総務管理費、財産管理費で 90 万円の追加となります。財産管理事業、一般経費になりますが、本年 1 月、国道から久保内団地へ向かう町道沿いの街路灯 1 基のポールが折れ、倒壊したことから、その建て替えに必要な経費を計上するものであります。

次になりますが、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 92 万円の追加となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、消耗品費で 52 万円の計上となります。その内訳になりますが、役場で実施する各種会議等の際に出席者間の仕切りとして使用するパーティションを 30 枚、壮瞥町地域交流センター山美湖や壮瞥町遊学館など社会教育施設の感染予防対策として 20 缶分のアルコール消毒液の購入に必要な経費を計上するものであります。また、修繕料で 40 万円の計上となります。保健センターカウンターに設置しているビニール製パーティションをアクリル製のパーティションに交換、設置する経費を計上するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症経済対策費で 9,185 万 3,000 円の追加となります。その内訳になりますが、初めに公共施設管理維持体制持続化事業の指定管理者施設運営管理維持支援金で 505 万円の計上となります。指定管理者施設の感染拡大防止対策の充実と円滑な運営管理体制の維持を図るため、指定管理者 3 事業者に対して 1 施設当たり 10 万円の感染症対策支援金を交付するとともに、本年度の燃料費高騰に対する支援金及びウィズコロナ社会に対応する追加的取組に対する支援金を併せて措置するものであります。

次に、商工業振興緊急対策事業の商工業振興緊急対策事業補助金で 2,835 万円の計上となります。その事業内容になりますが、商工会会員の事業継続と経営安定を図るため、商工会加入商工業者に対し、一律 5 万円を定額補助することとしております。また、これに加えて令和 3 年 3 月から令和 3 年 12 月までのうち、連続する 3 か月間の売上げが前年または前々年同期に比べ 30%以上減少した町内の観光、飲食、宿泊等事業者については売上げ減少額の 5%に相当する額を最大 200 万円を上限に補助することとしております。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業になりますが、本件につきましては新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、令和 3 年度分の住民税均等

割が非課税である世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金を給付するものであります。また、このたび計上する予算の内訳になりますが、給付事務の執行に係る職員の時間外勤務手当で40万円、事務用品等消耗品費で30万円、対象世帯への通知等に係る通信運搬費で15万円、銀行振込手数料で25万1,000円、複写機借り上げ料で10万円、総合行政システムの改修に伴う西いぶり広域連合負担金（電算）で25万2,000円、対象となる570世帯分の臨時特別給付金で5,700万円を計上するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症教育対策費で65万円の追加となります。修学旅行追加費用負担事業の修学旅行キャンセル料になりますが、本年1月25日から予定していた壮瞥高等学校の修学旅行について新型コロナウイルス感染症の急激な拡大や全国各地のまん延防止等重点措置の適用状況から、急遽延期を判断せざるを得なくなりましたが、これにより発生したキャンセル料金について保護者等の負担軽減を図るため計上するものであります。

11ページの歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で997万円の追加となります。

国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で5,845万3,000円の追加となります。その内訳は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金で5,700万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金で145万3,000円となります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で2,590万円の追加となります。さきの国の補正予算で本町に対し、当該臨時交付金で6,541万7,000円が追加配分されたところであります。

このたび提案させていただく補正予算では、追加配分された臨時交付金の一部について新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に早期に対応するため充当するものであります。なお、残額の3,951万7,000円につきましては、令和4年度に実施する新型コロナウイルス感染症対応に係る事業に充当することとして、改めて検討をしてまいります。

13ページ、14ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

8ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第2号 令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般2ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 何点かございますが、まず財産管理でしたか、町道の街灯の倒壊というのですか、折れて倒壊したことから、建て替えるわけですけれども、この倒壊した原因は何だったのでしょうか、お伺いします。

それから、新型コロナウイルス感染対策費に関係して2点、まず全員協議会でも説明いただきました商工業者に対する補助に関してでありますけれども、補正予算計上されておりますので、そこまでに至った経緯と申しますか、言い方変ですが、いずれにしてもどのような状況、実態を把握されてこの数字が上がってきたかという経過を説明いただければその内容が分かるのかなというふうに思いまして、まず会員数掛ける5万円が出るのでしょうかけれども、それがどのぐらいの幅を持っているのかということと、それから9か月間の間で連続3か月の売上げが前年比あるいは前々年比の対比で30%を上回った業者に対して5%相当額で限度が200万という縛りの補助をしますよということなのですから、現状で事業者の数といいますか、状況をどのように把握されているのか、併せてお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、関連になるわけですけれども、議長のお許しをいただいて、全員協議会の場合でも説明いただいたり、質問、質疑があったと思いますけれども、燃料費の高騰に関わる、この予算補正においては指定管理者に特に燃料費高騰に伴う支援を行っています。その辺は理解するわけでありまして、関連で併せて役場が管理されている、庁舎もそうですけれども、保健センター、それから情報館等の燃料費高騰に伴う予算対比と申しますか、現状でどれだけ高騰によって燃料費、車両燃料費ですとか建物暖房費含めてどれだけ影響されているのかという現状をお伺いしたい。

あわせて、ほかには行政として委託管理等をされている事業に関して燃料費高騰に伴う現状とやり取りといいますか、把握といいますか、そういうことをされているのかどうか、その実態をお伺いします。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１９分

再開 午前１０時２２分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁いたします。

私のほうからは、１点目のご質問と３点目のご質問について答弁させていただきますが、まず１点目の街路灯の倒壊の話ですけれども、こちらの主たる原因は老朽化だというふうに考えています。久保内の駐在から久保内団地に向かう上り坂のところの街路灯なのですが、倒壊確認されたのが１月の１２日、ちょっとご記憶あるかどうか分かりませんが、ちょうど大雪が降って非常に重たい雪が降って特に久保内方面で電線とかがたるみがかかなり確認されたその日です。そのときにパトロールしている中で街路灯が、コンクリートの基礎があるのですけれども、その基礎から出た上のところからもうぼきっと折れている、そういう状況でした。もちろん重たい雪が降ったからといって、それで支柱が折れるというのはちょっと考えづらいところではありますが、かといって普通にぼきっと折れるものでもないので、恐らくはもともと古かったところに何らかの衝撃というか、そういう力が加わって折れてしまったのかなというふうに考えています。そちらについては、応急的に撤去等の処理だけはしてあって、あとＬＥＤランプをつけているので、それは再利用できますから、保管してあるのですけれども、建て替えの費用がないので、今回計上させていただいたというものでございます。

それから、３点目の燃料費に関してですが、今回はコロナの支援金を充てるということもあって指定管理施設のほうを中心に計上させていただいております。町の庁舎ですとか、そういった町所有施設に関しては現段階では影響額等の精査はまだしておりません。少なくともそこにコロナの交付金を充てるという考えはなかったもので、３月の定例会に最終的に不足が生じるようであれば燃料費を計上させていただくことになるでしょうし、その辺を今３月に向けて各課で精査をしているという段階ですので、改めてご報告をするような形になるのではないかと思います。それから、町が直接的に所有していない施設、管理委託をして燃料費も含めて委託料を支出しているような施設が複数ありますけれども、そちらについても現段階では具体的にどの施設が幾ら影響があって不足しているとか、そういった精査というのは現段階ではまだ行っておりません。今後各課のほうで検討していくことになるというふうに考

えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） それでは、私のほうから２点目にご質問のございました緊急経済対策事業の関連についてご答弁申し上げます。

まず、１点目の今回の臨時交付金を活用した対策につきましての実態についての質問でございますが、依然としてコロナ禍において経済的な影響というのは町内全域に影響を及ぼしている、このように認識しておりまして、中でも観光業につきましては昨年度の入り込み実績に比べて５％程度しか増えていないと、コロナ前に比べると２割に満たない程度の入り込み実績となっております、こういった外からの外貨の獲得というのがいまだ回復できていない状況の中、やはり町内の商工事業者に与える影響は甚大だということで今回の支援という形に至ったということでございます。

続きまして、２点目の一律５万円の基本助成についての会員数の設計についてなのですが、こちらは令和３年１２月３１日現在の商工会会員を対象にいたしております。商工会に確認しております数字では、現在９８会員が会員となっておりますけれども、退会を含めまして実態として９５会員掛ける５万円、４７５万円の予算で予定しているところでございます。

続きまして、３点目の上限２００万円を含めました、そういった観光事業者等への支援の内容でございますけれども、こちらは上限の２００万円を大体大きなところで６事業者、それから１００万円で５事業者、５０万円で１２業者、合計２，３００万円の中で想定しております。こちらについても商工会との打合せの中で、昨年度もこの事業は実施しておりまして、やはりコロナ前に比べて今年の売上げ実績、大体大きいところというのはもう２００万円を超えてくるだろうということが６事業者想定されるということで、それ以外も設計の中で相談をしながら今回のこういった数字に至ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤 恣君。

○３番（佐藤 恣君） ただいま松本議員からも質問あって、関連してお伺いしたいのですけれども、町が業務委託しているもの、例えば衛生費、清掃費のじんかい処理費でじんかい回収委託料、また資源ごみ回収委託料、これがあります。この中で占める割合は、燃料費はどの程度になるか分かりませんが、燃料費と人件費がほとんどでないかと思うのです。というのは、じんかい処理車は町で買って貸与しておりますので、そういう面から考えると、この経費のうち高騰しているガソリン代、これの占める割合は相当大きいものがあるのではないだろうか。さらに、教育費では、スクールバス、現在３台あるのですか、そのスクールバスの維持管理の中ではやはり車検だとか、そういうのは別に予算組んでおりますので、いいのですけれども、燃料費、

ガソリンの高騰という言葉使われておりますけれども、高騰したスクールバス業務委託費の中の燃料費、民生費で見ますと例えば介護予防通所委託事業、これは対象希望者をバスで集めて、そして1日施設でいろいろな活動を通しての活動をしておりますけれども、そのガソリン代も結構なものになるのではないかなと。また、介護予防のための家事援助事業、ホームヘルパーが1軒1軒対象者のところに訪ねていく、そのやはり車のガソリン代も相当になるのではないかなと。そのようなこと考えてきますと、今回指定管理だけを補正しておりますけれども、今後このような施設、委託契約しているところに対する燃料費の高騰等についてどのような考えを持っているか伺いたしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

先ほど総務課長からも答弁ありましたけれども、町が委託している施設ですとか、そういった事業につきましては今後の状況を踏まえて影響があるかどうか各課で調査して必要があれば、今回交付された交付金がまだありますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 12 号）については
原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 4 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 34 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員